

平成31年2月12日

第90回 神戸市個人情報保護審議会

社会保険診療報酬支払基金への  
福祉医療費助成審査支払事務の委託に伴う  
電子計算機の結合等について

(保健福祉局)

神保高国第3953号  
平成31年2月12日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村裕三様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第11条第1項及び第2項第2号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

社会保険診療報酬支払基金への福祉医療費助成審査支払事務の委託に伴う  
個人情報の電子計算機処理について

(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

担当：保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課

社会保険診療報酬支払基金への福祉医療費助成審査支払事務の委託に伴う  
個人情報の電子計算機処理について  
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

◎は条例第 11 条第 2 項に該当するもの

【レセプト情報】 (医科・歯科・調剤・DPC)

レセプト管理番号

診療年月・調剤年月

都道府県番号

点数表

医療機関コード・薬局コード

保険種別

区分コード・適用コード

入外コード

保険者番号

保険医氏名

処方箋受付回数

被保険者証・被保険者手帳等の記号・番号

給付割合

公費負担者番号・公費受給者番号

氏名・性別・生年月日

職務上の事由・特記事項・特記コード

医療機関名・薬局名・所在地

診療実日数・請求点数・決定点数・負担金額

(公費) 診療実日数・請求点数・決定点数・負担金額

◎傷病名・傷病名コード

修飾語コード

◎主傷病名・主傷病名コード

◎診療開始日・今回入院年月日・今回退院年月日

◎ICD10 コード

◎転帰

高額療養費

回数・請求金額・決定金額・標準負担額 (食事療養・生活療養)

(公費) 回数・請求金額・決定金額・標準負担額 (食事療養・生活療養)

請求確定金額・公費負担額・患者窓口負担額 (療養の給付)

請求確定金額・公費負担額・患者窓口負担額 (食事療養・生活療養)

◎レセプト画像

神保高国第3953号-2  
平成31年 2 月 12 日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村裕三様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第12条の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

社会保険診療報酬支払基金への福祉医療費助成審査支払事務の委託に伴う  
電子計算機の結合について

(条例第12条「電子計算機の結合の制限」に関して)

担当：保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課

社会保険診療報酬支払基金への福祉医療費助成審査支払事務の委託に伴う  
電子計算機の結合について

(条例第12条「電子計算機の結合の制限」に関して)

◎は条例第11条第2項に該当するもの

【レセプト情報】 (医科・歯科・調剤・DPC)

レセプト管理番号

診療年月・調剤年月

都道府県番号

点数表

医療機関コード・薬局コード

保険種別

区分コード・適用コード

入外コード

保険者番号

保険医氏名

処方箋受付回数

被保険者証・被保険者手帳等の記号・番号

給付割合

公費負担者番号・公費受給者番号

氏名・性別・生年月日

職務上の事由・特記事項・特記コード

医療機関名・薬局名・所在地

診療実日数・請求点数・決定点数・負担金額

(公費) 診療実日数・請求点数・決定点数・負担金額

◎傷病名・傷病名コード

修飾語コード

◎主傷病名・主傷病名コード

◎診療開始日・今回入院年月日・今回退院年月日

◎ICD10コード

◎転帰

高額療養費

回数・請求金額・決定金額・標準負担額 (食事療養・生活療養)

(公費) 回数・請求金額・決定金額・標準負担額 (食事療養・生活療養)

請求確定金額・公費負担額・患者窓口負担額 (療養の給付)

請求確定金額・公費負担額・患者窓口負担額 (食事療養・生活療養)

◎レセプト画像

# 社会保険診療報酬支払基金への福祉医療費助成審査支払事務の委託に伴う 電子計算機の結合等について

## 1. 趣旨

福祉医療費助成制度（こども医療費助成、重度障害者医療費助成、高齢期移行者医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成）の受給者には、受給者証を交付しており、被保険者証（国民健康保険（国保）、後期高齢者医療保険（後期）、社会保険（社保））とともに医療機関・薬局の窓口に表示することで、医療費負担を軽減している。この負担軽減部分については、医療機関等が診療報酬明細書（以下、「レセプト」という）を作成し、審査支払事務を行う審査機関を経由して本市に請求される。

現在、福祉医療費助成制度対象者の審査支払事務は、兵庫県国民健康保険団体連合会（国保連）に委託しているが、社会保険の被保険者に係る請求の審査支払事務について、平成31年3月診療分より兵庫県下市町が一律に、社会保険診療報酬支払基金（支払基金）へ委託先を変更することとなった（国保、後期の各被保険者に係る請求の審査支払事務は、引き続き国保連に委託される）。このため、審査支払事務の処理に必要となるレセプトデータを支払基金と連携するに当たり、新たに神戸市と支払基金との間で専用回線による電子計算機の結合（以下、「オンライン結合」という）を実施する。

## 2. 概要

### （1）審査支払事務について（別図参照）

- ① 福祉医療費助成制度の受給者である社保被保険者及び被扶養者が医療機関等を受診する（福祉医療費受給者証の提示により軽減後の自己負担額のみを窓口で支払う）。
- ② 医療機関等はレセプト（社保・福祉医療併用）を作成し、診療報酬等を支払基金に請求する。
- ③ 支払基金は、医療機関等からのレセプトが保険診療のルール（療養担当規則、診療報酬点数表、関連通知）に適合しているかを審査したうえで、福祉医療費助成分に係る請求データと医療機関等からの請求情報に基づき作成されたレセプト画像データを専用回線にて神戸市に送信する。（療養の給付及び高額療養費等については各保険者へ請求を行う。）
- ④ 神戸市では、支払基金から送信された同データを専用の送受信端末で受信し、福祉医療システムに取り込み、福祉医療費助成受給者の資格情報と照らし合わせて、資格切れ等問題がないか確認を行う。
- ⑤ 支払基金に対し、福祉医療費助成分の支払いを行う。
- ⑥ 支払基金より、医療機関等へ福祉医療費助成分の支払いを行う。

### （2）オンライン結合について

厚生労働省のガイドラインに従い、閉域IP網を利用したIP-VPN回線により支払基金と神戸市のデータ送受信端末を接続する。電子証明書による認証、暗号化等のセキュリティ対策を十分に講じる。

## 3. 効果

- （1）専用回線によるオンライン結合を実施することにより、外部からの介入のない安全性が確

保されたネットワーク回線を使用して暗号化された通信を行うことができるため、個人情報漏洩のリスクが軽減される。

- (2) レセプト及び連名簿（福祉医療費助成に係る請求データであり、個人別の決定金額等をCSV形式に記録したもの）を紙媒体ではなくデータで取扱うことにより、審査支払事務の効率化を図ることができる。
- (3) 社保被保険者の審査支払事務について、従前は、福祉医療費助成に係るレセプトは国保連、社保負担部分に係るレセプトは支払基金と、レセプトの審査機関が分かれていた。今後は、医療機関等による社保負担部分の請求と福祉医療費助成支払分の請求は、1枚のレセプト（併用レセプト）で行われ、支払基金において一体的に審査を行うこととなるため、審査の精度の向上と医療費助成の更なる適正化を図ることができる。

#### 4. 実施計画

平成31年2月	ネットワーク構築、機器設定
平成31年5月	専用回線によるデータ送付事務開始

#### 5. 処理件数

レセプト処理件数                      約 240 万件/年（平成 29 年度末）

#### 6. 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」、「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」及び「神戸市情報セキュリティポリシー」に基づき以下のとおり厳格に対処する。

##### (1) システム上の保護

- ①データ送受信端末の操作にあたっては、ユーザーID・パスワードの設定を行い、端末の操作を関係職員、及び委託先従事者に限定する。
- ②データ送受信端末から福祉医療システム端末へのデータ移し替え時に使用する外部記録媒体は許可された媒体のみを許可された端末だけで認証可能となるように制限する。
- ③個人情報に係るデータは端末機に保存せずデータセンターにて厳重に管理する。
- ④支払基金と神戸市のデータ送受信端末は、専用通信回線により接続し、外部からの不正アクセスを防止するとともに、コンピュータウイルスからの感染を防止する。

##### (2) 運用上の保護

- ①パスワードは定期的に変更し、端末の操作状況を記録するとともに、保存年限を経過したデータは、速やかに消去し、データ記録媒体は記録の内容が復元できない状態にして破棄する。
- ②個人情報の適正な取扱いを確保するために、国保年金医療課及び委託先において関係職員に対して必要な研修及び指導を行う。
- ③委託先においては、法的に「社会保険診療報酬支払基金法」にて守秘義務が課されているほか、内部規程として「支払基金データ保護管理規程」及び厚生労働省が定めた「レセプトのオンライン請求にかかるセキュリティガイドライン」のセキュリティ条件を確保した「支

「払基金情報セキュリティポリシー」等が定められており、厳重に個人情報が保護されている。

- ④委託先におけるデータの保護管理については、データ保護管理者が委託先本部及び支部に置かれており、媒体・出力帳票等の個人情報の管理が徹底されている。
- ⑤データの取扱いの委託にあたっては、委託契約書の中でデータの機密保持に関する事項等「神戸市個人情報保護条例」に定める項目や「神戸市情報セキュリティポリシー」を遵守することを明記する。



## 【参考】福祉医療費助成制度の概要

福祉医療費助成制度（以下、福祉医療）とは、市内在住で一定の要件に該当される方に対し、その方が健康保険証を使って医療機関等を受診されたとき（保険診療）の自己負担金の一部又は全部を神戸市と兵庫県の公費で助成し、負担を軽減する制度である（縣市協調事業）。

福祉医療の受給者は、兵庫県の医療機関等の窓口で、受給者証を提示することで自己負担が各制度に定める一部負担金となる（現物給付）。

その後、福祉医療の助成分については審査支払機関（従前は兵庫県国民健康保険団体連合会（国保連））を通じて神戸市に請求され、同じく審査支払機関を通じて各医療機関等に支払われることとなる。

※福祉医療には対象者ごとに、「高齢期移行者医療費助成」、「こども医療費助成」、「重度障害者医療費助成」、「高齢重度障害者医療費助成」、「ひとり親家庭等医療費助成」があり、それぞれ受給資格や窓口での自己負担（一部負担金）などが異なっている。

